

議案第 29 号

山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり山陽小野田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

1 指定する郵便局の名称

小野田本山郵便局

小野田有帆郵便局

2 取扱事務の範囲

(1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の交付（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（自己又は自己と同一の世帯に属する者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(3) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(4) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 協定

1 から 3 までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項に

については、山陽小野田市と日本郵便株式会社が合意の上、協定を定めるものとする。